

2 t ワイドシャシ塵芥収集車購入仕様書

1 物品名

2 t ワイドシャシ塵芥収集車（国産車）

2 数量

1 台

3 仕様

(1) シャシ仕様

(7) 主要諸元

- ・エンジン ディーゼルエンジン 110 k w 以上
- ・ミッション マニュアルトランスミッションもしくはAMT
- ・ステアリング パワーステアリング付
- ・PTO
- ・ブレーキ 油圧式／排気ブレーキ
- ・乗車定員 3 名
- ・スペアタイヤ 1 本(装着できない場合は、別途納品)
- ・フォグランプ
- ・パワーウィンドウ
- ・集中ドアロック
- ・助手席側電動格納ミラー
- ・AM／FMラジオ（時計組込式）
- ・平成 28 年排出ガス規制適合車
- ・平成 27 年度重量車燃費基準達成車

(4) 車両付属品

- ・フロアマット（一式）
- ・サイドバイザー（左右一式）
- ・バックモニター
- ・ドライブレコーダー（前方）
- ・助手席サイド補助ミラー（助手席に着席し、左後方が確認できるものとする。）
- ・標準車載工具
- ・点検用ハンマー
- ・三角非常停止板（1 個）
- ・取扱説明書（1 冊）

(2) 架装仕様

(7) 基本仕様

- ・荷箱容量 6.5 m³クラス
- ・積込方法 回転式、連続積込仕様
- ・排出方法 ダンプ式

(イ) 車体特別架装

① 操作スイッチ

運転手の視界の妨げにならず、且つ使いやすいようにダッシュボードより上部に取り付けること。また、操作スイッチに排出時のバケット内ごみ掻出装置を組み込むこと。

② 制御ボックス

キャビン内の運転席又は中央座席の後部に取り付けること。

③ 油圧ポンプ

レギュレータ付ピストンポンプとする。

④ バルブユニット

バルブユニットは、フレームの外側への集中取付とする。なお、バルブユニットにカバーを取り付けること。

⑤ アイドルアップ

積込・排出作業時には、アクセルペダルを踏まなくてもスイッチ操作により自動でエンジンを適正回転数にすること。

⑥ 飛散防止装置

押込プレートの3面（下面、両サイド）に飛散防止ゴム板を取り付けること。また、フレーム後端カバーは、幅広タイプとする。

⑦ 汚水対策

汚水タンクの材質はステンレス製とし、容量は100L以上を確保すること。

⑧ 給脂装置

グリス集中給脂装置（グリスオーマット）を取り付けること。なお、集中給脂装置に接続できない箇所は、行先名板を取り付けること。

⑨ 清掃用具

竹ぼうき・角スコップ・フォーク用ブラケットを取り付け、各1本を装着すること。また、車輻方向左側に、ほうき（小）・ちりとり入れボックスを設け、この中にフックを取り付け、各1を装着すること。

⑩ 車両下かご

車両の左下または右下に段ボールや雑誌等を積載するためのかごを装着すること。なお、車両下の空きスペースに最大限の大きさのものを装着すること。

⑪ スペアタイヤ

スペアタイヤは、キャブ後部又はサイド部へ取り付けること。なお、装着できない場合は、別途納品すること。

⑫ 車輪止め

左右にブラケットを取り付け、車輪止めを各1個装着すること。

⑬ 消火器

A B C 粉末消火器 10 型を 2 本装着すること。

⑭ 工具箱等

500mm×300mm×300mm 程度のボックスを設け、シリンダー鍵を取り付けること。

⑮ 広報装置

車両左後方に左折及び後退時の警報器（音声アラーム）を取り付けること。

⑯ 安全対策

労働省労働基準局長名の通達「安全管理要綱」に示す「機械式ごみ収集車の構造に関する安全指導基準」に適合するものとし、納車後、メーカーによる取扱い説明（安全教育面を含む。）を行うこと。

4 車両保証等

(1) 一般保証

一般保証は、シャシメーカーが定めた消耗部品、油脂類、タイヤ、バッテリーを除く全商品の保証期間は登録の日から 1 年とする。

(2) 特別保証

特別保証の対象は、エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、アクセル機構、ブレーキ機構、排ガス浄化機構、電子制御機構、乗員保護装置にかかる部品等、登録の日からシャシメーカーが定めた保証期間・走行距離とする。

(3) 無償交換・修理

保証期間を問わず、設計材質不良に起因する不都合発生の場合は、受注者側の責任において早急かつ無償にて交換または修理を行い、不都合発生の理由書を提出すること。

(4) 無償点検

登録日から 1 年間の法定点検（6 ヶ月、12 ヶ月点検時のエンジンオイル及びオイルエレメント交換を含む。）は無償で行なうこと。

(5) その他

(ア) 車両の移動等にあつては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、即時当課に連絡するとともに、その被害について一切の責任を受注者が負うものとする。なお、回送費用等もすべて受注者側にて負担すること。

(イ) 車両納車時においては、燃料は満量とし納車すること。

(ウ) 受注者は、この仕様書に記載のないものについても当然必要なものは、良心的に製作すること。

(エ) 設計、製作材料、部品等について特許等その他の権利上の問題が起こった時は、受注者がその責任を負うこと。

(オ) 製作に使用する全ての資機材は、最新型で新品を使用すること。

(カ) 艀装の一部を他の業者に外注する場合は、この仕様を満たすように当該業者を監督するとともに、納入時には、主要部の外注業者も立ち会うこと。

(キ) 架装品等の取付けが困難な場合は、双方協議の上、仕様を決定するものとする。

5 車体塗装等

次の(1)、(2)及び(3)の色、大きさ、字体等の詳細は、受注後に別途協議すること。

(1) 塗装色

前部は白色とし、後部は緑色とする。(既存車両と同系色)

(2) 文字

(ア) 両横側：文字横書き「三原市」、「NO.1」、「街をきれいにしましょう」

(イ) テールゲート：文字横書き「三原市」、「NO.1」

(ウ) テールゲート上部：文字横書き「作業中」

(テールゲート開放時、明示されるものとする。)

(3) マーク記入

両横側にリサイクルマークを表示する。

6 架装附属品

- ・架装配線図 (1冊)
- ・取扱説明書 (1冊)

7 入札金額

入札価格は、次の費用を含む。

- ・車輛代金
- ・当初登録諸費用 (車庫証明・納車費用含む)
- ・自動車リサイクル法に関する費用
- ・メーカーが行う自主点検に関する費用 (車輛の運搬を含む)
- ・その他契約に必要な費用

※自動車損害賠償責任保険料、任意保険料及び自動車重量税は市が負担する。

8 納車期限

令和8年1月30日(金) これより早期の納車も可、ただし令和7年度中に限る。

9 納車場所

三原市八坂町10227番地 環境施設課事務所 (三原市清掃工場)

10 その他

本仕様に記載がされていない事項で、機能上当然必要なものは整備することとし、疑義・不明が生じた場合は、市と協議を行うこと。

11 問い合わせ先

三原市生活環境部環境施設課

担当者 林

電話 0848-63-1210